

◎航空運輸業の所得に対する課税の相互免除に関する日本国
政府と中華人民共和国政府との間の交換公文

(略称) 中華人民共和国との航空所得の相互免税取極

昭和四十九年 九月二十八日 北京で
昭和四十九年 九月二十八日 効力発生
昭和四十九年 十月十六日 告示

(外務省告示第一九二号)

目 次

ページ

日本側書簡

1 日本側の租税の免除	一四三
2 中華人民共和国側の租税の免除	一四三
3 取極の適用開始時期	一四四
4 取極の失効	一四四
中国側書簡	一四六

中華人民共和国との航空所得の相互免税取極

（航空運輸業の所得に対する課税の相互免除に関する日本
国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、航空機を国際運輸に運用することから生ずる所得又は収入に対する租税の相互免除に関し、両国政府の代表者の間で最近到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。

1 日本国政府は、日本国の関係法令に従い、中華人民共和国政府が指定した航空企業に対して、航空機を国際運輸に運用することから生ずる所得又は収入について、日本国で課される所得税、法人税、住民税及び事業税を免除する。

2 中華人民共和国政府は、中華人民共和国の関係法令に従い、

中華人民共和国との航空所得の相互免税取極

中華人民共和国との航空所得の相互免税取極

共和国
の租税
免除の

日本国政府が指定した航空企業に対して、航空機を国際運輸に運用することから生ずる所得又は収入について、中華人民共和国で課される工商所得税、工商統一税及びこれらの租税の付加税を免除する。

取極の適
用開始時
期

3 1及び2に定める租税の免除は、一九七四年九月一日以後に生ずる所得又は収入について適用する。

取極の失
効

4 この取極は、1又は2の規定が関係法令の改正又は廃止により日本国又は中華人民共和国において実施できなくなつた場合に、効力を失う。この場合には、関係法令のこのような改正又は廃止が行われた国の政府は、他方の政府に対して、できるだけ速やかにこの旨を通告するものとし、両国政府の代表者は、この取極に代わる新しい取極について協議するため会合するものとする。

本使は、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認される

ことを要請する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十四年九月二十八日北京で

日本国特命全權大使 小川平四郎

中華人民共和国

財政部副部長 陳 希 愈閣下

中華人民共和国との航空所得の相互免税取極

一四六

(中国側書簡)

訳文

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

中国側書簡

(中国方面函件)

日本国駐中華人民共和国特命全权大使

小川平四郎先生閣下：

我荣幸地收到了閣下今天的来信，内容如下：

“ 本使荣幸地代表日本国政府确认，最近两国政府代表就用飞机从事国际运输取得的所得或收入互免税捐而达成的如下谅解：

一、 日本国政府根据日本国的有关法令，对中华人民共和国政府指定的空运企业用飞机从事国际运输取得的所得或收入，免除在日本国征收的所得税、法人税、居民税以及事业税。

三、 中华人民共和国政府根据中华人民共和国

(日本側書簡)

和国的有关法令，对日本国政府指定的空运企业用飞机从事国际运输取得的所得或收入，免除在中华人民共和国征收的工商所得税、工商统一税以及这两种税的附加。

三 一和二免税规定，适用于一九七四年九月一日以后取得的所得或收入。

四 一或二的规定由于有关法令的修改或废除，而在日本国或中华人民共和国不能执行时，则本协议失效。在此情况下，对有关法令进行这种修改或废除的国家的政府，应尽快通知另一方的政府，两国政府的代表应进行会晤，协商代替本协议的新协议。

本使荣幸地请阁下代表贵国政府确 认 上

中華人民共和国との航空所得の相互免税取極

一四八

送 演 解。 ”

我 謹 代 表 中 華 人 民 共 和 國 政 府 確 認 閣 下 來
恒 所 送 演 解。

本官は、閣下の書簡に述べられた了解を中華人民共和国政府に代わつて確認する光榮を有します。
本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十四年九月二十八日に北京で

中華人民共和国
財政部 副部长
陳 希 愈

中華人民共和国駐在
特命全權大使 小川平四郎閣下

願 此 向 閣 下 表 示 敬 意。

中 華 人 民 共 和 國 財 政 部 副 部 長
陳 希 愈

一 九 七 四 年 九 月 二 十 八 日 于 北 京

(参 考)

この取極は、日本国と中華人民共和国との間で、航空機を国際運輸に運用することによって生ずる所得又は収入に対する租税免除について両国政府間の了解を確認したものである。